

## 「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」に 確信を持ち、とりくみをすすめよう

日高教実習教員部常任委員会

### 1. はじめに

授業料実質無償化が始まりました。教育費完全無償化へ向けた重要な一歩と言えます。しかしその他の制服を含めた学校納付金や通学費などの負担は、疲弊した国民の家庭には重すぎます。そもそも教育は次世代の担い手を育成する重要な営みであって、公共性、社会性の極めて高いものです。国や自治体が教育費に責任を持つのは当然のことです。

これまでも日高教実習教員部は、「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」を毎年集約し、文部科学省交渉をはじめとする中央行動にとりくんでいます。水産実習のための船の燃油代を追加補填するなどの回答を文科省から得たこともあります。今年の署名は授業料以外の学校納付金の無償化を要求項目に加えしました。

また交渉では、実習教員が生徒指導を行うことは「現行職務規程に反しない」、各県での呼称使用について「問題ない」との前進的答弁を引き出すなど、各県における要求実現運動の推進に大きな役割を果たしてきました。しかし小泉「構造改革」\*<sub>1</sub>以後、これまで築いてきた到達にたいしてきびしい攻撃がかけられ、現在も予断を許さない状況がつづいており、新たな攻撃が始まった県もあります。

実習教員部常任委員会は、実験・実習教育の充実や制度改革など要求実現運動を前進させていくためには、教育と実習教員をめぐる状況を正しく認識し、「構造改革」攻撃をうちやぶるとりくみを強化することが必要であるとして、討議資料を作成し、学習討議を呼びかけてきました。

新自由主義政策\*<sub>2</sub>の破綻が明らかになり、自公政権を退場に追いこみました。しかし、教育や実習教員にたいする攻撃は本質的には変わっていません。情勢と運動、そして「署名」の内容について確信が深められるよう、学習会なども計画し、討議をすすめていただくよう呼びかけるものです。

### 2. 実習教員への攻撃は、「構造改革」、憲法・教育基本法改悪の動きと一体のもの

アメリカに端を発した世界的な経済危機は、新自由主義にもとづく経済政策が招いたものであり、その破綻は今や世界中で明らかになっています。新自由主義政策の害悪が世界的に糾弾され、新自由主義政策の本家であるアメリカでも、証券会社や銀行などの責任を追及する動きが加速しています。

一方、わが国においても、後期高齢者医療制度や派遣労働に対する国民の怒りは自公政権を退場に追いこみ、政権交代を実現しました。しかし民主党連立政権は、後期高齢者医

療制度の廃止を公約しておきながら、75歳以上から65歳以上に対象を拡大しようとしています。派遣労働禁止は建前だけで実質自由化を維持しようとしています。高校授業料が実質無償化され、子ども手当が支給されるようになりましたが、教育に市場経済の競争原理を導入する「構造改革」攻撃は依然として続いています。

マスメディアを使って事業仕分が報道されましたが、アメリカ軍への思いやり予算や民主党はじめ各政党の分け取りである政党助成金には手をつけようとしません。最大のムダ使いである軍事費は聖域化しています。創設以来の消費税収はほとんどが高額所得者と大企業の減税に消えてしまったことに、自公政権時代のことであるにもかかわらず民主党連立政権から批判も反省もありません。さらにこの10年で内部留保を2倍以上にため込んだ企業の法人税をさらに減税することを財界は要求していますが、連立政権からは批判も反発も出ていません。そして菅首相は消費税増税の意図をあからさまに語っています。

またこの攻撃は、憲法を改悪し、日本を「戦争をする国」に変えていく動きと表裏一体のものであり、実際に戦争するための地ならしでもあります。自公政権崩壊によっても憲法改悪のモクロミは挫折せず、民主党を含めて改憲のねらいを捨てていません。

日高教実習教員部は、定員削減、教職員評価、「ワタリ廃止」提案を含む賃金攻撃などが、「構造改革」にもとづいた徹底した攻撃であること、この攻撃を打ち破ることが現在の第一義的課題であること、「構造改革」攻撃を打ち破ることなくして制度改革の実現はないこと、を明らかにしとりくみをすすめてきました。

### 3. 予算、設備、人の配置は緊急の課題

「署名」では、予算・設備、教職員定数について要求しています。実験・実習を充実させるには資材・器具・薬品などの「購入予算」、充実した「施設・設備」、実験・実習を指導する「スタッフ」の3点が充実していなければなりません。その中でとりわけ実習教員定数は、構造改革により抜き差しならない状況となっています。

文部科学省は、04年4月、「高等学校設置基準」を改悪し、「高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」としました。これは、それまで「...置かなければならない」と位置づけられていた実習教員を、設置者の判断で削減を可能にしたものであり、断固容認できないものです。これまでも生徒急減期や「地方財政危機」を口実に正規の実習教員を配置せず、「期限付」、「非常勤」などの雇用形態で配置することがありましたが、「設置基準」の改悪は実習教員の限りない恣意的削減に法的根拠を与えるものです。

実際各県では、退職不補充による実習教員削減や期限付職員の配置などの攻撃がおこっています。このような攻撃をとらえて、「実習助手」制度の廃止につながるという誤った見方があります。しかしこの攻撃は、「実習助手」制度は温存したまま実習教員を際限なく削減することになります。その結果実験・実習教育の後退をまねき、実習教員の労働強化につながるものです。実験・実習教育の充実のために、実習教員の適正な配置、定員増を追求することが必要です。

実習助手など、教諭外の教職員削減の背景には、「教職員定数を5年間で1万人程度純

減する」(骨太の方針 2006)という政府の施策が、現在も引き継がれていることにあります。民主党連立政権が 2010 年度予算に理科や特別支援教育のために全国で 4200 人の定数増の予算を計上しました。これは義務制のみで、高校は 5 年間放置された状態です。求められるのは教職員の大幅な増員です。2011 年度には高校にも抜本的な定数増が必要です。

このような国民の声を無視する構造改革路線の実態と、教職員を増やすことの必要性を、「署名」を通じて父母、国民に訴えていきましょう。

#### 4. 残された課題 職名・職務規定改善へむけ攻勢的にとりくもう

私たちは、制度改革を基本要求として追求し、制度改革が実現していない現在にあっても制度改革実現後の状況に近づけるとりくみをすすめてきました。諸会議や部活動など教育諸活動への参加、2 級ワタリなど、実習教員のさまざまな要求を実現させてきました。

その結果、現行制度での残された課題は、職名や職務規程、各県における採用要件の改善というところまで到達しています。

「署名」では、この残された課題 職名・職務規定改善 について要求しています。これは、実習教員運動の到達を後退させ、根底から覆そうという「構造改革」攻撃に、真正面から攻勢的にたたかっているものです。

各県における職名をめぐるとりくみが、文科省を包囲しつつあります。

このような積み重ねが制度改革実現にもつながっていきます。

#### 5. 実験・実習教育充実に向け、署名の集約を

保護者の教育費負担は深刻なものとなっています。授業料実質無償化は実行されても家計の収入が減る中、教育費の負担がますます重くなっています。実験・実習費などの諸経費は、『受益者負担』を理由に保護者負担になっているところが多くあり、貧困と格差が教育を受ける権利も脅かしています。国際人権 A 規約第 13 条 2 項(b)(c)<sup>※3</sup>に定められているように、教育費は漸進的に無償にすることが求められています。08 年 12 月、ルワンダが留保を撤回したことにより、同規約批准国 160 カ国中、留保しているのは日本とマダガスカルのみとなりました。

疲弊した国民の家計は、授業料の無償化だけでは焼け石に水で、教育費の父母負担軽減は喫緊の課題です。「署名」の要求項目について、多くの団体が、立場のちがいがあっても一致できるとして、協力を表明しています。

実験・実習教育の充実ははかるため、実習教員の現状を改善するため、さらには制度改革要求実現のために、これまでのとりくみを一層すすめながら、多数の署名を集約しようではありませんか。

## 語句の解説

### \* 1 構造改革

「官から民へ」のスローガンのもと、教育、福祉、医療、労働法制、税制、農業や中小企業、消費者保護など国民のあらゆる分野に、新自由主義的政策である「自由競争」「受益者負担」「自己責任」の原則を持ちこみ、社会全体のしくみを変えようという原則的政策。以前からアメリカと財界の要求ですすめていたが、小泉政権下で本格的に強行され、現在もその攻撃は続いている。

### \* 2 新自由主義

発展途上国が目覚ましい経済成長をとげる一方で、先進資本主義国が大きな成長を望まず、行きづまっている現状を、あらゆる分野に市場原理を持ちこむことによって打開しようとする理論・政策。イギリスのサッチャー政権が大規模実施の先鞭をつけた。

しかし、イギリス、アメリカをはじめ世界的に破綻し、その責任追及が始まっているが、是正が本格化するには至っていない。「構造改革」は新自由主義政策の日本版といえる。

### \* 3 国際人権A規約 13条 2項

(b) 種々の形態の中等教育は、すべて適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべてのものに対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべて適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべてのものに対して均等に機会が与えられるものとする。